

令和6年度分 市民税・県民税申告の手引き

●以下の項目を含む方は、一関税務署での確定申告をお願いいたします。

- 青色申告 住宅借入金控除1年目(省エネ・バリアフリー・耐震改修含む) 準確定申告 過年度申告
- 先物取引や仮想通貨・暗号資産 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金所得の申告
- 消費税、贈与税、相続税 ※後段の「市民税・県民税申告または確定申告が必要な方」も参照願います。

●郵送申告をご利用ください。

※感染症対策及び混雑緩和のため、特に相談等を必要とされない方は郵送による提出をお願いいたします。

申告方法

申告期限 3月15日(金)

※締切日までに申告しない場合、証明書等の発行が遅れることがあります。

●郵送で申告する場合

必要事項を記入した申告書と添付書類を同封の返信用封筒に入れて郵送してください。

申告内容を確認する場合があるため、必ず電話番号を記入してください。

添付書類の返却を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

●申告相談会場で申告する場合

混雑を避けるため、別紙日程表を確認し、指定された日時に会場へお越しください。

収支内訳書や医療費控除の明細書などは事前に作成のうえ、ご来場ください。

(事前に作成していない場合はご自分で計算・作成後の申告相談となりますのでご注意ください。)

市民税・県民税申告または確定申告が必要な方

※上段の案内もご確認のうえ、下記に当てはまるかを
✓チェックしてください。

- 年末調整を受けていない給与と収入がある
- 年末調整が済んでいる給与のほかに20万円を超える所得がある
- 公的年金収入が400万円を超えている
- 公的年金収入のほかに20万円を超える所得がある
- 営業や農業、不動産、雑、一時、譲渡などの所得の合計額が所得控除額の合計額を超えた
- 所得税の還付を受けるために確定申告をする
- 税務署から「確定申告のお知らせ」のはがきが届き、確定申告をする
- 土地や建物・その他資産を売った(公共事業による売買を除く)
- 株式の売買・配当がある(繰越損失や外国税額控除がある)

↓
チェックあり

次のいずれかの方法で確定申告をしてください

- ① e-Tax(スマートフォン・パソコン)
- ② 税務署へ申告書郵送
- ③ 申告書作成会場(岩手日報社一関ビル)で申告
確定申告をすれば市民税・県民税申告は必要ありません
(一関税務署 TEL 0191(23)4205)

チェックなし

令和6年1月1日に一関市に住所があった

あり

なし

令和6年1月1日に住んでいた
市区町村へお問い合わせ下さい

当てはまるかを✓チェックしてください

- 年末調整が済んでいる給与のほかに、収入(公的年金を除く)があった
- 年金収入が148万円超(65歳未満の方は98万円超)で追加したい控除(医療費控除や生命保険料控除など)がある

↓
チェックあり

↓
チェックなし

**市民税・県民税申告が
必要です**

この手引きを参考に、申告書を作成し提出してください。

申告は必要ありません

ただし、所得課税扶養証明書が必要な方、国民健康保険等や後期高齢者医療保険に加入している方は後日申告(所得状況の確認)が必要となる場合があります。

※市の申告会場は、市民税・県民税の申告受付となります。

※申告相談前から確定申告をすることが明らかな方は、e-Taxでの申告や、一関税務署への申告書郵送または申告書作成会場(岩手日報社一関ビル)での申告相談をお願いします。

※所得課税扶養証明書の交付を受けるためには、収入がなくても市民税・県民税の申告が必要になります。

◇前年中に収入がなかった方は、マイナンバーカードをお持ちであれば、
オンラインで申告できます。(24時間受付可能)

右の二次元バーコードを読み取り、案内に沿って入力を進めてください。

オンラインの申告には、スマートフォン専用アプリのインストールが必要です。

※扶養控除などの所得控除を追加したい場合にはご利用できませんので、ご注意ください。

オンライン申告はこちら



※市民税・県民税についてのお問い合わせ先※

本庁 市民税課 0191(21)2111 内線番号 8244~8248

各支所市民福祉課 花泉 0191(82)2214 大東 0191(72)4074 千厩 0191(53)3943 東山 0191(47)4514
税務係(直通) 室根 0191(64)3803 川崎 0191(43)2114 藤沢 0191(63)5318

申告に必要なもの

●令和6年度分市民税・県民税申告書

●本人確認書類

< マイナンバーカードをお持ちの方 >

顔写真付きマイナンバーカード（個人番号カード） ※写しを添付する場合は、表面・裏面両方の写しが必要です。

< マイナンバーカードをお持ちでない方 >

①番号確認書類 (ご本人のマイナンバーを確認できる書類)	・通知カード (※記載されている氏名・住所が変更されている場合、使用できませんのでご注意ください。) ・マイナンバーが記載された住民票または住民票記載事項証明書
②身元確認書類 (記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類)	【顔写真あり】 いずれか1つ ・運転免許証 ・障害者手帳 など
	【顔写真なし】 いずれか2つ ・健康保険証（郵送する場合は被保険者記号番号を隠して写しをとるようにしてください。） ・介護保険被保険者証 ・国民年金手帳 など

●令和5年中の収入が確認できる書類 ※混雑緩和のため、収支内訳書は来場前に作成願います。

・営業等、農業、不動産… 収支内訳書（別紙「収支内訳書」に収入や経費等をまとめ作成したもの）

< 申告の有無に関わらず、記帳・帳簿等の保存が義務付けられています！ >

	内 容	保存年数
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5
書類	決算に関して作成した棚卸し表やその他の書類	5
	業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書、送り状、領収書など	5

- ・ 給 与 、 年 金 … 源泉徴収票
- ・ 雑（報酬、謝金など）… 支払調書、支払通知書など
- ・ 総 合 課 税 の 譲 渡 … 収入金額や経費がわかる書類
- 一 時 所 得

●各種控除の適用を受ける際の証明となるもの（令和5年中に支払ったもの）

- ・ 社 会 保 険 料 控 除 … 領収書、支払証明書など（給与、公的年金から引き去りされている方は源泉徴収票に記載されています）
- ・ 生 命 保 険 料 控 除 … 生命保険料控除証明書
- ・ 地 震 保 険 料 控 除 … 地震保険料控除証明書
- ・ 障 害 者 控 除 … 障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書（*1）など
- ・ 配 偶 者（特 別） 控 除 … 配偶者や被扶養者のマイナンバー（個人番号）が確認できる書類（コピー可）ただし、申告書の提出の際に、
扶 養 控 除 国外に居住している親族について扶養控除等の適用を受ける場合は、親族関係書類、送金関係書類など
※詳細については下表参照。
- ・ 医 療 費 控 除 … 医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書、医療費通知、おむつ使用証明書（2年目以降はおむつ使用確認書（*2）でも可）など ※来場前に明細書を作成願います。

（*1、*2）「障害者控除対象者認定書」と「おむつ使用確認書」は、長寿社会課または各支所市民福祉課で事前申請が必要です。即日交付はできませんのでご注意ください。

<< 国外居住親族の扶養控除等に係る確認書類 >>（令和6年度より）

国外居住親族の年齢等の区分		提出または提示が必要な書類
16歳以上30歳未満または70歳以上		・ 親族関係書類 ・ 送金関係書類
30歳以上 70歳未満	1 留学により非居住者になった人	・ 親族関係書類 ・ 送金関係書類 ・ 「外国政府または外国の地方公共団体が発行した査証書類に類する書類の写し」または「在留カードに相当する書類の写し」（留学ビザ等相当書類）
	2 障害者	・ 親族関係書類 ・ 送金関係書類
	3 扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人	・ 親族関係書類 ・ 送金関係書類（親族ごと38万円以上） ※国外居住親族ごとに、その年に送金した合計金額が送金関係書類により明らかであるかを事前に確認したうえで申告してください。
(上記1から3以外の人)		(扶養控除の対象外)

※給与等の支払者に既に提出または提示し、年末調整において扶養控除等の適用を受けている場合は、申告書提出時に再度提出または提示する必要はありません。

詳しくは、別紙「必要なものチェックリスト」（医療費控除の明細書裏面）をご覧ください。

申告書の書き方

おもて

収入金額とは… 所得税や社会保険料を差し引く前の給与、年金、売上金及び賃借料など、令和5年中(令和5年1月1日～12月31日)に支払いを受けた、または確定した金額をいいます。

所得金額とは… 収入金額から、その収入を得るための必要経費、または法令で定められている一定の控除額(5・6ページ参照)を差し引いた金額をいいます。

令和6年度分 市民税・県民税 申告書

一関市長 様	現住所	一関市竹山町7-2	世帯番号	※記入不要です	
	1月1日現在の住所	一関市竹山町7-2	宛名番号		
	フリガナ	イチノセキ タロウ	業種又は職	製造業	
提出年月日	氏名	一関 太郎	電話番号	0191-21-2111	
年 月 日	生年月日	大(昭)平(令) 41・1・29	個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	
		世帯主の氏名	一関 太郎	世帯主から見た続柄	本人

上記記入のほかに社会保険料控除がある場合は、空欄に記入してください。

あなたが障害者控除の適用を受ける場合は、欄にチェックしてください。(詳しくは7ページへ)

同一生計配偶者に該当する場合は欄にチェックしてください。(詳しくは7ページへ)

16歳未満の扶養親族の場合は欄にチェックしてください。

一関市外に扶養親族がいる場合は、申告書うら「11別居の扶養親族等の内訳」に記入をお願いします。

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を選択する場合は欄にチェックしてください。

3 所得から差し引かれる金額の内訳

⑬ 社会保険料控除	国民年金保険料	176,570円	介護保険料	69,700円	支払った額	69,700円
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料	35,800円	旧生命保険料	36,080円		
	新個人年金保険料		旧個人年金保険料	120,000円		
⑮ 地震保険料控除	地震保険料	50,000円	旧長期損害保険料	104,000円		
	⑯ 雑損控除					
⑰ 障害者控除	氏名	一関 ふゆ	身体障害	<input checked="" type="checkbox"/>	精神障害	<input type="checkbox"/>
	氏名	一関 花子	配偶者の合計所得金額	330,200円		
⑱ 扶養控除	氏名	一関 ふゆ	生年月日	11 12 4	同居	<input checked="" type="checkbox"/>
	氏名	一関 あき	生年月日	14 10 30	同居	<input checked="" type="checkbox"/>
	氏名	一関 なつ	生年月日	1 6 6	同居	<input checked="" type="checkbox"/>
⑳ 雑損控除	損害の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類	
㉑ 医療費控除	支払った医療費等	227,800円	保険金などで補てんされる金額	75,000円		
	<input type="checkbox"/> セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)					

収入	給与収入	2,055,700円
収入	不動産収入	480,000円
	配当収入	600,000円
	雑収入	
【給与と所得の計算】 ※詳しくは5ページへ 給与収入600,000円－給与所得控除550,000円＝50,000円(6給与と所得)		
所得金額	給与所得	50,000円
	事業所得	805,000円
	不動産所得	460,000円
	配当所得	600,000円
	雑所得	
	合計	1,315,000円
	社会保険料控除	446,270円
	所得から差し引かれる金額	65,300円
	地震保険料控除	25,000円
	寡婦、ひとり親控除	
	配偶者(特別)控除	330,000円
扶養控除	780,000円	
基礎控除	430,000円	
⑬～㉑までの計	2,606,000円	
雑損控除		
医療費控除	87,050円	
合計	2,693,620円	

令和5年中の収入がなかった
〔理由〕該当するものを○で囲み内容を記載してください
1 求職中 / 家事に従事 / 病気療養中 / 学生
2 非課税の収入あり
(遺族年金・恩給 / 障害年金 / 傷病手当 / 失業給付)
3 次の者の扶養または援助を受けていた
氏名 _____ あなたから見た続柄 _____

収入がなかった方

令和5年中の収入がなかった

〔理由〕 該当するものを○で囲み内容を記載してください

- 1 求職中 / 家事に従事 / 病気療養中 / 学生
- 2 非課税の収入あり
(遺族年金・恩給 / 障害年金 / 傷病手当 / 失業給付)
- 3 次の者の扶養または援助を受けていた
氏名 _____ あなたから見た続柄 _____

うら

5 給与所得の内訳

給与の源泉徴収票がなく、給与明細等から収入金額を計算する場合に記入してください。

5 給与所得の内訳
(月給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給 付 額	月 収
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
合 計		円	

6 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

7 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円	円

8 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

9 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	長期	一時	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
一				円	円	円	円	円
ニ								
合計								円

右下のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のハに記入してください。
右のニの金額を表面のイの所得金額欄へ記入してください。

10 事業専従者に関する事項

氏名	性別	生年月日	専従者給与(控除)額
1 氏名		年・月・日	円
2 氏名		年・月・日	円
3 氏名		年・月・日	円

12 事業税に関する事項

非課税所得等	所得金額
非課税所得等	円
前年中の開始・廃止	月 日

10 事業専従者の内訳

事業専従者がいる場合に記入してください。

11 別居の扶養親族等の内訳

申告書おても⑳～㉓の控除対象配偶者または扶養親族のうち、別居している方の氏名、住所を記入してください。

11 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	個人番号	住所
1 氏名		
2 氏名		
3 氏名		

13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額
円	円

14 寄附金に関する事項

寄附金	寄附金
寄附金	円
寄附金	円

15 所得金額調整控除に関する事項

5 ページ (1) に該当する方を記入してください。

16 給与・公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

分離課税に係る所得等のある方は「市民税・県民税申告書(分離課税用)」を合わせて提出してください。

給与・公的年金の特別徴収(引き去り)は変更できませんのでご注意ください。

6 事業・不動産所得の内訳

営業等、農業、不動産所得の内訳を記入してください。

8 雑所得の内訳

公的年金等以外の雑所得があった場合に記入してください。

9 総合譲渡・一時所得の内訳

土地や建物、株式以外の譲渡所得や一時所得があった場合に記入してください。

14 寄附金の内訳

左の区分ごとに寄附金額を記入してください。

※分離課税の譲渡にかかる収入がある場合、申告書の様式が変わります。(市の公式ホームページよりダウンロードができます。)

【用語の解説】

合計所得金額 … 損失の繰越控除前の総合課税の所得、分離短期・分離長期譲渡所得(特別控除前)、一般株式等に係る譲渡所得等(繰越控除前)、上場株式等の配当所得(繰越控除前)、先物取引に係る雑所得等(繰越控除前)、山林所得および退職所得の合計額。

総所得金額等 … 合計所得金額に損失の繰越控除額を適用した額。

扶養親族 … 納税義務者(申告者)と生計を同じにする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)または都道府県知事から養育を託された児童(いわゆる里子)や市町村長から養護を託された老人で、合計所得金額が48万円以下であり、かつ、事業専従者ではない方。

同一生計配偶者 … 納税義務者(申告者)と生計を同じにする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の方。(事業専従者を除く。)
※同一生計配偶者に該当する方で、障害者控除の要件を満たす場合、障害者控除を受けることができます。

控除対象配偶者 … 同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者(申告者)の配偶者。
※配偶者の所得に応じて、配偶者控除または配偶者特別控除の適用が可能です。

所得、所得控除等の計算方法

1 所得の種類と内容

収入金額は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までに支払いを受けた、または確定した金額です。
所得または収入の下のカタカナまたは数字は、申告書の記載欄を示しています。

所得の種類 (収入/所得)		収入の内容・所得の計算方法			
事業	営業等 (ア/①)	卸売、小売、製造、建設、飲食、サービスなどの自営業や、 弁護士、医師、大工、外交員などの事業から生ずる収入	★別紙「 作成し てくだ さい。 収入 内訳書 」を	収入金額(____ア)－必要経費(____) ＝所得金額(____①)	
	農業 (イ/②)	農産物、果樹、農家が兼営する家畜・家きんの飼育、酪農 などから生ずる収入		収入金額(____イ)－必要経費(____) ＝所得金額(____②)	
不動産 (ウ/③)	地代、家賃、土地または家屋の権利金などの収入	収入金額(____ウ)－必要経費(____) ＝所得金額(____③)			
配当 (オ/⑤)	株式の配当、出資の配当、剰余金などの収入		収入金額(____オ)－負債の利子(____) ＝所得金額(____⑤)		
給与 (カ/⑥)	給与、賃金、賞与などの収入※源泉徴収票の「支払金額」欄が収入金額です。 【給与等の収入金額(カ)】			～所得金額調整控除について～ (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、 次のいずれかに該当する場合 ・特別障害者に該当する ・22歳以下の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者も しくは扶養親族を有する 【計算方法】 (カ※－850万円)×10% ※1,000万円を超える場合は1,000万円 で計算します。 (2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公 的年金等に係る雑所得の金額があり、そ れらの合計額が10万円を超える場合 【計算方法】 (給与所得控除後の給与等の金 額＋公的年金等の雑所得の金額)－10万円	
	カ の金額	給与所得の金額			
	～550,999円	0円			
	551,000円～1,618,999円	カ－550,000円			
	1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円			
	1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円			
	1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円			
	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円			
	1,628,000円～1,799,999円	カ÷4(千円未満 の端数切捨て)	▷		①×2.4+100,000円
	1,800,000円～3,599,999円				①×2.8－80,000円
	3,600,000円～6,599,999円	①____,000円			①×3.2－440,000円
	6,600,000円～8,499,999円	カ×0.9－1,100,000円			
	8,500,000円～	カ－1,950,000円			
雑 公的年金等 (キ/⑦) + 業務 (ク/⑧) + その他 (ケ/⑨) ⑦+⑧+⑨ =⑩	○公的年金等 ※源泉徴収票の「支払金額」欄が収入金額です。 【公的年金等の収入金額(キ)】				
	受給者の年齢	キ の金額	⑦公的年金等所得の金額		
	65歳未満 (昭和34年1月2日以後に 生まれた方)	～1,300,000円	キ－600,000円		
		1,300,001円～4,100,000円	キ×0.75－275,000円		
		4,100,001円～7,700,000円	キ×0.85－685,000円		
		7,700,001円～10,000,000円	キ×0.95－1,455,000円		
	65歳以上 (昭和34年1月1日以前に 生まれた方)	10,000,001円～	キ－1,955,000円		
		～3,300,000円	キ－1,100,000円		
		3,300,001円～4,100,000円	キ×0.75－275,000円		
		4,100,001円～7,700,000円	キ×0.85－685,000円		
	7,700,001円～10,000,000円	キ×0.95－1,455,000円			
	10,000,001円～	キ－1,955,000円			
※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合には10万円を、 2,000万円を超える場合には20万円を公的年金等所得の金額に加算します。					
○業務 収入金額(ク)－必要経費＝所得金額⑧ 副業に係る収入のうち、営利を目的とした継続的なもの(原稿料、講演料または食品配達などの副収入による所得)					
○その他 収入金額(ケ)－必要経費＝所得金額⑨ 公的年金等、業務、他の所得のいずれにも該当しないもの(個人年金、互助年金など上記以外のものによる所得)					

所得の種類 (収入/所得)	収入の内容・所得の計算方法	
総合課税の 譲渡 短期収入：コ 長期収入：サ ①	短期 (取得の日以後 5年以内に譲渡 されたもの)	収入金額 (円) - 必要経費 (円) - 特別控除額 (円) = 【所得金額 (円)】 ※短期譲渡所得の特別控除額 (収入金額 - 必要経費) の額と控除額50万円のいずれか少ない方の金額
	長期 (短期以外のもの)	[収入金額 (円) - 必要経費 (円) - 特別控除額 (円)] × 0.5 = 【所得金額 (円)】 ※長期譲渡所得の特別控除額 (収入金額 - 必要経費) の額と〔控除額50万円 - 短期譲渡所得の控除額〕のいずれか少ない方の金額
一時 (シ/①)	生命保険や損害保険の満期払戻金、賞金、懸賞金、一時的な収入 [収入金額 (円) - 必要経費 (円) - 特別控除額 (円)] × 0.5 = 【所得金額 (円)】 ※一時所得金額の特別控除額：(収入金額 - 必要経費) の額と控除額 50 万円 (限度額) のいずれか少ない方の金額	

～事業専従者控除について～

生計を同じにしている配偶者や15歳以上の配偶者以外の親族で、あなたの事業に従事した期間が1年を通じて6ヶ月を超える場合は、事業専従者として次のⅠかⅡのうちいずれか少ない方の金額を収入金額から控除することができます。

Ⅰ 配偶者は86万円、配偶者以外の親族は50万円が限度額です。

Ⅱ 事業所得 ÷ (事業専従者の数 + 1)

※事業専従者控除を受ける場合、その事業専従者は配偶者控除または配偶者特別控除、扶養控除を重複して受けることができません。また、控除額は各事業専従者の給与収入額となります。

2 所得から差し引かれる金額（所得控除）

令和5年1月1日から令和5年12月31日までに支払った金額が対象です。

なお、本人や配偶者、扶養親族に関係する所得控除は、令和5年12月31日現在の状況で判断します。

※令和5年中に亡くなった方は、亡くなった日の状況で判断します。

所得控除の種類 (控除欄…数字)	所得控除の内容			
社会保険料控除 ⑬	あなたや生計を同じにする配偶者、その他の親族の社会保険料を支払った場合は、その支払金額が控除になります。合計金額を記入してください。領収書または証明書が必要です。特別徴収分は特別徴収された本人のみ控除することができます。 社会保険料の例：国民健康保険税、国民年金保険料、農業者年金掛金、介護保険料、任意継続保険料、後期高齢者医療保険料、源泉徴収票の社会保険料			
小規模企業 共済等掛金控除 ⑭	あなたが支払った共済掛金、心身障害者扶養共済掛金が控除になります。合計金額を記入してください。領収書または証明書が必要です。			
生命保険料控除 ⑮	あなたや、配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約等の保険料を支払った場合、いずれも次の算式による額が控除になります。保険会社が交付する証明書の添付または提示が必要です。			
		保険の種類	保険料支払額（年間）	生命保険料控除額
※保険の種類ごとに 計算してください。	新契約 平成24年1月1日 以後締結	新生命保険料 新個人年金保険料 介護医療保険料	～12,000円	保険料支払額全額
			12,001円～32,000円	保険料支払額 × 0.5 + 6,000円
			32,001円～56,000円	保険料支払額 × 0.25 + 14,000円
			56,001円～	28,000円（限度額）
旧契約 平成23年12月31日 以前締結	旧生命保険料 旧個人年金保険料	～15,000円	保険料支払額全額	
		15,001円～40,000円	保険料支払額 × 0.5 + 7,500円	
		40,001円～70,000円	保険料支払額 × 0.25 + 17,500円	
		70,001円～	35,000円（限度額）	
上記より算出した控除額				
新生命保険料 (円) …あ	あ+い			“い”と“か”のいずれか大きい金額 (円) +
旧生命保険料 (円) …い	=か (円) (限度額 28,000円)			介護保険料“う” (円) +
介護医療保険料 (円) …う				“き”と“お”のいずれか大きい金額 (円) =
新個人年金保険料 (円) …え	=き (円) (限度額 28,000円)			【控除額 (円)】(限度額 7万円)
旧個人年金保険料 (円) …お				

所得控除の種類 (控除欄…数字)	所得控除の内容												
地震保険料控除 ⑩	あなたや、生計を同じにする配偶者、その他の親族の有する家屋等の地震等損害保険契約等の保険料をあなたが支払った場合は、次の算式による額が控除になります。証明書の添付または提示が必要です。												
	保険の種類		保険料支払額（年間）		地震保険料控除額								
	く 地震保険料のみ		～50,000円		保険料支払額×0.5								
			50,001円～		25,000円（限度額）								
	け 旧長期損害保険料のみ		～5,000円		保険料支払額全額								
5,001円～15,000円			保険料支払額×0.5 + 2,500円										
		15,001円～		10,000円（限度額）									
こ 地震保険料・旧長期損害保険料		“く”と“け”で算出した地震保険料控除額の合計額（限度額25,000円）											
寡婦・ひとり親控除 ⑪⑫	「ひとり親」は婚姻歴の有無や性別にかかわらず、下記条件を満たす単身者が該当します。 なお、「寡婦」「ひとり親」ともに、その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（住民票の続柄に「妻（未届）」、「夫（未届）」と記載のある者）がないことが条件です。												
	<区分（要件等）>												
	合計所得金額		500万円以下			500万円超	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"><控除額></td> </tr> <tr> <td>ひとり親</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>寡婦</td> <td>26万円</td> </tr> </table>	<控除額>		ひとり親	30万円	寡婦	26万円
	<控除額>												
	ひとり親	30万円											
	寡婦	26万円											
配偶者関係		死別	離別	未婚	控除対象外								
「生計を一にする子」あり		ひとり親											
扶養親族	「子」あり												
	「子以外」あり	寡婦（女性のみ）	寡婦（女性のみ）										
なし													
※「生計を一にする子」：生計を同じにする子のうち、総所得金額等が48万円以下である者に限ります。他の納税義務者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除きます。													
勤労学生控除 ⑬	あなたが学校教育法などで規定する勤労学生で、合計所得金額が75万円以下、かつ、勤労によらない所得金額が10万円以下の場合、控除を受けることができます。 <控除額> 26万円												
障害者控除 ⑭	あなたやあなたの同一生計配偶者および扶養親族が障害者の場合、所定の金額が控除されます。「障害者手帳等」または長寿社会課、各支所市民福祉課で交付する「障害者控除対象者認定書」の提示が必要です。												
	※普通障害者：特別障害者以外で、身体障害者手帳や精神障害者福祉手帳、療育手帳が交付されている方			控除額	同居加算額								
	※特別障害者：1、2級の身体障害者手帳や1級の精神障害者保健福祉手帳、Aの療育手帳が交付されている方			普通障害者	26万円	なし							
※特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族が、あなたや配偶者、生計を同じにする親族のどなたかとの同居を常としている場合は控除額が加算されます。			特別障害者	30万円	23万円								
配偶者控除 ⑮ 配偶者特別控除 ⑯	生計を同じにする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の場合には配偶者控除を受けることができます。また配偶者の合計所得金額が48万円超～133万円以下の場合、配偶者特別控除を受けることができます。 ※事業専従者となっている場合、配偶者控除または配偶者特別控除を重複して受けることはできません。 ※納税義務者の令和5年中の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けられません。 ※老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、昭和29年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上）												
	○控除される金額												
			納税義務者（申告者）の合計所得金額			控除の種類							
			～900万円	～950万円	～1,000万円								
	48万円以下	控除対象配偶者		33万円	22万円	11万円	配偶者控除						
		老人控除対象配偶者		38万円	26万円	13万円							
	配偶者の合計所得金額	48万円超	100万円以下	33万円	22万円	11万円	配偶者特別控除						
		100万円超	105万円以下	31万円	21万円	11万円							
		105万円超	110万円以下	26万円	18万円	9万円							
		110万円超	115万円以下	21万円	14万円	7万円							
115万円超		120万円以下	16万円	11万円	6万円								
120万円超		125万円以下	11万円	8万円	4万円								
125万円超		130万円以下	6万円	4万円	2万円								
130万円超		133万円以下	3万円	2万円	1万円								
133万円超		適用なし	適用なし	適用なし									

所得控除の種類 (控除欄…数字)	所得控除の内容		
扶養控除 ⑳	生計を同じにする配偶者以外のその他の親族の合計所得金額が48万円以下の場合、扶養控除を受けることができます。		
	区 分	控除額	
	一般の扶養親族	33万円	
	特定扶養親族(平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ)	45万円	
	老人扶養親族 (昭和29年1月1日以前生まれ)	同居老親以外 38万円 同居老親等 45万円	
※同居老親等：老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者と同居する、あなたやあなたの配偶者の直系尊属 16歳未満の扶養親族(平成20年1月2日以後生まれ)は控除対象外ですが、下記「【参考】市民税・県民税の計算」の扶養親族数に含まれます。対象者がいる場合は記入してください。			
基礎控除 ㉑	合計所得金額(㉒欄の金額)に応じて基礎控除額が決定されます。	合計所得金額	控除額
		2,400万円以下	43万円
		2,400万円超2,450万円以下	29万円
		2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円		
雑損控除 ㉒	あなたや、総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を同じにする配偶者、その他の親族の家屋、家財、現金などに災害、盗難、横領により損害があった場合、次のⅠとⅡのいずれか多い方の金額が控除になります。(被害証明書が必要です)		
	$\text{損害金額(円)} - \text{保険金などで補てんされる金額(円)} = \text{Ⅰ(円)} \cdots \text{㉓}$ $\text{㉓} - \text{〔総所得金額等の合計額} \times 10\% \text{(円)} \text{〕} = \text{Ⅱ(円)}$ $\text{㉓のうち災害関連支出の金額(円)} - 5\text{万円} = \text{Ⅲ(円)}$ ⅠとⅡのどちらか多い方が控除額になります。		
医療費控除 ㉓	★医療費控除を受ける際には別紙「医療費控除の明細書」を作成してください。 (※領収書の添付のみでは医療費控除は受けられません)		
	あなたや生計を同じにする配偶者、その他の親族の医療費を支払った場合、次の算式による額が控除になります。通常の医療費控除またはセルフメディケーション税制のいずれかを選択してください。		
	A 通常の医療費控除 $\text{医療費(円)} - \text{保険金などで補てんされる金額(円)}$ $- \text{〔Ⅰ総所得金額等の合計額の5\%またはⅡ10万円(ⅠとⅡのいずれか少ない金額)} \text{〕}$ $= \text{【控除額(円)】(最高限度額200万円)}$	B セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) ※選択する場合は医療費控除の□欄にチェックしてください。 あなたや生計を同じにする配偶者、その他親族に係る特定の医薬品の購入費が1万2千円を超える場合、次の算式による額が控除額となります。(健診の結果通知など取組を行ったことが分かる書類の提示または添付が必要です)	
$\text{購入金額(円)} - 1\text{万2千円} = \text{【控除額(円)】(最高限度額8万8千円)}$			

※市民税・県民税の控除額は、控除の種類によって所得税の控除額と異なります。

【参考】市民税・県民税の計算 ★分離課税所得(土地や株の譲渡など)のある方は計算方法が下記とは異なります。

$$\text{市民税・県民税の年税額} = \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{5,000円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{森林環境税} \\ \text{1,000円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{(所得金額 - 所得控除額)} \times \text{税率} 10\% - \text{税額控除} \end{matrix}$$

(内訳) 市民税3,000円 県民税2,000円 国税 (税率10%の内訳) 市民税6% 県民税4%

※個人市民税・県民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき平成26年度からの10年間、年額1,000円が引き上げられていましたが、令和5年度でこの措置が終わり、新たに森林環境税が導入されたことにより市民税・県民税均等割額に併せて1人年額1,000円が徴収されます。
 ※県民税均等割のうち1,000円は、いわての森林づくり県民税としてご負担いただくものです。

非課税の種類	要件
均等割非課税 (所得割はかかりません)	合計所得金額 ≤ (本人+同一生計配偶者+扶養親族数) × 28万円 + 10万円 + 16万8千円 を満たす方 ※16万8千円は扶養親族等(16歳未満の扶養含む)を有する場合のみ加算
森林環境税	
所得割非課税 (均等割はかかります)	総所得金額等 ≤ (本人+同一生計配偶者+扶養親族数) × 35万円 + 10万円 + 32万円 を満たす方 ※32万円は扶養親族等(16歳未満の扶養を含む)を有する場合のみ加算
均等割・所得割 どちらも非課税	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方(令和6年1月1日時点) ・障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で合計所得金額が135万円以下の方